

測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領

	平成23年	4月	6日	国地達第17号
	平成26年	4月	3日	国地達第16号
	令和2年	12月	21日	国地達第23号
最終改正	令和4年	3月	3日	国地達第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量における、測量機器の検定又は測量成果の検定を行おうとする機関（以下「検定機関」という。）の資格基準及び登録要領を定め、基本測量における測量精度の確保及び事務処理の効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 技術的能力 登録審査の模擬検定に合格する能力をいう。
- 二 組織の体制が確立されている機関 検定を適正かつ確実に実施するために、職員及び役員、設備並びに業務内容が適切で、組織の責任者、財源及び組織構成等が明確であり、経理的基礎がある機関をいう。
- 三 公平性を確保できる機関 検定を公正かつ公平に実施する機関として、検定を受ける者との間に次に掲げるいずれかに該当する関係がない機関をいう。
 - ア 資本関係 親会社と子会社の関係、又は親会社を同じくする子会社同士の関係
 - イ 人的関係 一方の会社の職員が、他方の会社の職員を現に兼ねている関係
 - ウ 複数の法人により構成される機関とその機関を構成する法人の関係
 - エ ア、イ又はウと同視しうると認められる関係
 - オ その他利害の影響を受けることがあると認められる関係
- 四 実務経験年数 実際に検定に関する業務に携わった年数をいい、同一年度において60日以上従事した場合を1年として取り扱うものとする。
- 五 基準点測量等 基本測量及び公共測量における測地測量をいう。
- 六 地図作成等 基本測量及び公共測量における地形測量及び写真測量並びにそれらに関する測量をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領に定める測量機器及び測量成果の検定の適用範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 測量機器の検定は、測量機器性能基準（平成13年国地達第28号）に定める機器を適用範囲とし、測量機器に応じた検定区分（以下「測量機器検定区分」という。）により行うものとする。なお、測量機器検定区分については、測量機器性能基準第2条に定める測量機器の種類とする。

- 二 測量成果の検定は、基本測定の作業規程その他要領（以下「作業規程等」という。）に定める測量成果を適用範囲とし、測量成果に応じた検定区分（以下「測量成果検定区分」という。）により行うものとする。なお、測量成果検定区分は、別表のとおりとする。

（登録対象機関）

第4条 この要領に定める登録対象機関は、次の各号に掲げる検定機関とする。

- 一 測量機器検定区分の全部又は一部を検定する機関
- 二 測量成果検定区分の全部又は一部を検定する機関

第2章 測量機器の検定機関の資格基準等

（測量機器の検定機関の資格基準）

第5条 測量機器の検定機関は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 測量機器の検定機関として、技術的能力を有すること。
- 二 測量機器の検定機関として、組織の体制が確立されている機関であること。
- 三 測量機器の検定機関として、公平性を確保できる機関であること。
- 四 測量機器性能基準を満たす測量機器検定要領を備えていること。
- 五 総合的な技術管理を行う者（以下「技術管理者」という。）及び検定を実施する者（以下「検定者」という。）を、検定を行う事務所毎に、それぞれ1名以上有していること。
- 六 測量機器の検定機関は、原則として次に掲げる機器及び装置等を備えていること。
 - ア コリメータ
 - イ レーザ干渉計
 - ウ 気泡管検定器
 - エ 周波数カウンタ
 - オ 標尺検定装置
 - カ 比較基線場（国土地理院に登録されたものに限る。）
 - キ その他関連する機器

（測量機器の検定機関における技術管理者及び検定者の配置）

第6条 測量機器の検定機関は、技術管理者として、測量士の登録後、基準点測量等について13年以上の実務経験年数を有する者を配置するものとする。なお、基準点測量等の実務経験は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 基準点測量等に従事
 - 二 基準点測量等の請負測量業務において、主任技術者（管理技術者）又は作業班長として従事
 - 三 基準点測量等の請負測量業務において、監督職員として従事
 - 四 次項で規定する検定者として従事（検定者として実施した検定に不備があった場合は、その年度の検定者としての実務経験は認めないものとする。）
 - 五 その他前各号の実務経験に相当すると認められるもの
- 2 測量機器の検定機関は、検定者として、機器検定に関して3年以上の実務経験年数を有する者を配置するものとする。なお、機器検定に関する実務経験は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 測量機器メーカー及び測量機器の校正実施機関における検査（機器販売店における修理

- は除く。)に従事
- 二 基準点測量等において、測量機器の検定及び点検が作業規程等で規定されている業務に従事
 - 三 測量機器に関して、検定者の指導を受けて検定を補助する者（以下「検定補助者」という。）として従事（検定補助者として補助した検定に不備があった場合は、その年度の検定補助者としての実務経験は認めないものとする。）
 - 四 その他前各号の実務経験に相当すると認められるもの
- 3 第1項及び前項に規定する技術管理者及び検定者は、兼務できないものとする。
 - 4 第1項及び第2項に規定する技術管理者及び検定者は、同一期間において複数の検定機関に従事することはできないものとする。

（測量機器の検定機関における検定補助者の配置）

第7条 測量機器の検定機関は、検定補助者を配置することができる。

- 2 一の検定補助者を、同一期間において複数の検定機関に配置することはできないものとする。

第3章 測量成果の検定機関の資格基準等

（測量成果の検定機関の資格基準）

第8条 測量成果の検定機関は、基準点測量等又は地図作成等の成果検定について、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 測量成果の検定機関として、技術的能力を有すること。
- 二 測量成果の検定機関として、組織の体制が確立されている機関であること。
- 三 測量成果の検定機関として、公平性を確保できる機関であること。
- 四 作業規程等を満たす測量成果検定要領を備えていること。
- 五 技術管理者及び検定者を、基準点測量等又は地図作成等の成果検定を行う事務所毎に、それぞれ1名以上有していること。
- 六 測量成果の検定に必要な計算及び点検用プログラム並びにプログラムの実行等に必要な機器及び装置を備えていること。

（測量成果の検定機関における技術管理者及び検定者の配置）

第9条 測量成果の検定機関は、技術管理者として測量士の登録後、基準点測量等又は地図作成等について13年以上の実務経験年数を有する者を配置するものとする。なお、基準点測量等又は地図作成等の実務経験は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 基準点測量等又は地図作成等に従事
 - 二 基準点測量等又は地図作成等の請負測量業務において、主任技術者（管理技術者）又は作業班長として従事
 - 三 基準点測量等又は地図作成等の請負測量業務において、監督職員又は検査職員として従事
 - 四 次項で規定する検定者として従事（検定者として実施した検定に不備があった場合は、その年度の検定者としての実務経験は認めないものとする。）
 - 五 その他前各号の実務経験に相当すると認められるもの
- 2 測量成果の検定機関は、検定者として測量士の登録後、それぞれ基準点測量等又は地図作

成等について次の各号の実務経験を有する者を配置するものとする。

- 一 基準点測量等又は地図作成等に3年以上従事
 - 二 基準点測量等又は地図作成等の請負測量業務において、主任技術者（管理技術者）又は作業班長として3年以上従事
 - 三 基準点測量等又は地図作成等の請負測量業務において、監督職員又は検査職員として3年以上従事
 - 四 基準点測量等又は地図作成等の実務経験を1年以上有し、測量士の登録後、基準点測量等又は地図作成等の検定補助者として3年以上従事（検定補助者として補助した検定に不備があった場合は、その年度の検定補助者としての実務経験は認めないものとする。）
 - 五 その他前各号の実務経験に相当すると認められるもの
- 3 第1項及び前項に規定する技術管理者及び検定者は、基準点測量等又は地図作成等の成果検定において、兼務できないものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する技術管理者及び検定者は、同一期間において複数の検定機関に従事することはできないものとする。
- 5 第1項及び第2項に規定する技術管理者及び検定者は、技術的能力を維持するため、別に定める要件を備えるものとする。

（測量成果の検定機関における検定補助者の配置）

第10条 測量成果の検定機関は、検定補助者を配置することができる。

- 2 検定補助者は、測量士又は測量士補として登録されている者とする。
- 3 一の検定補助者を、同一期間において複数の検定機関に配置することはできないものとする。

第4章 検定機関の登録等

（検定機関の申請）

第11条 第4条に規定する検定機関として登録を受けようとする者は、院長に対し、次に掲げる事項を記載した測量機器検定機関登録申請書（別記様式第1）又は測量成果検定機関登録申請書（別記様式第2）を提出するものとする。

- 一 検定機関名及び所在地
 - 二 測量機器検定区分（第4条第一号の登録に限る。）
 - 三 測量成果検定区分（第4条第二号の登録に限る。）
 - 四 技術管理者、検定者及び検定補助者
 - 五 検定に用いる機器及び装置等一覧（第4条第一号の登録に限る。）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又はこれに準ずる書類
 - 二 組織の構成が明示されたもの
 - 三 検定要領
 - 四 技術管理者、検定者及び検定補助者の実務経歴書
 - 五 その他院長が必要として提出を求めた書類

（審査）

第12条 院長は、検定機関として登録を受けようとする者から、前条に規定する測量機器検

定機関登録申請書又は測量成果検定機関登録申請書の提出があった場合は、これを受理し、次の各号に掲げる審査を行うものとする。

- 一 書類審査
- 二 模擬検定
- 三 現地確認
- 四 その他必要な審査

(検定機関の登録)

- 第13条 院長は、第11条の規定による申請が、第5条から第7条まで又は第8条から第10条までに規定する検定機関の資格基準等（以下「資格基準等」という。）の全てに適合すると認める場合は、測量機器検定機関名簿又は測量成果検定機関名簿（以下「検定機関名簿」という。）に登録するとともに、登録した旨を申請者に対し検定機関登録通知書（別記様式第3）により通知するものとする。
- 2 院長は、第11条の規定による申請が、資格基準等に適合しないと認める場合は、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする（別記様式第4）。
- なお、資格基準等に適合しないと認めた場合でも、再度の登録申請を妨げるものではない。
- 3 第11条の規定による申請にあたり虚偽又は重大な過失があった場合は、当該事実を知った日から1年間登録申請ができないものとする。
- 4 検定機関名簿は、企画部に備えるものとする。
- 5 検定機関名及び所在地等は、国土地理院ホームページから公開するものとする。

第5章 登録の変更等

(登録の変更)

- 第14条 前条第1項の登録を受けた検定機関（以下「登録検定機関」という。）は、第11条に規定する申請内容を変更しようとする場合は、原則として、変更しようとする2週間前までに、検定機関変更登録申請書（別記様式第5）に必要な書類を添え、院長へ提出するものとする。
- 2 院長は、前項の規定による申請があった場合には、次の各号に掲げる審査を行うものとする。ただし、当該申請に第11条第1項第二号又は第三号の変更（削除する場合を除く。）が含まれる場合は、第12条第一号から第四号までの審査を行うものとする。
- 一 書類審査
 - 二 その他必要な審査
- 3 院長は、第1項の規定による申請が、資格基準等に適合すると認める場合は、検定機関名簿の登録内容を変更するとともに、変更した旨を申請者に対し検定機関名簿変更通知書（別記様式第6）により通知するものとする。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の申請について準用する。

(登録の更新)

- 第15条 第13条第1項の登録は、5年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし第11条第2項第三号の検定要領については、1年毎にその更新を受けるものとする。
- 2 第11条、第13条及び前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

- 3 第1項の登録及び検定要領の更新の申請は、登録の有効期間の満了の日及び更新を受けるべき日の1ヶ月前から行うことができる。
- 4 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了の日後もその処分があるまでの間は、なおその効力を有するものとみなす。
- 5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（適合命令）

第16条 院長は、登録検定機関の検定機関名簿の登録内容、検定実施又は検定結果に関して疑義が生じた場合には、登録検定機関に対し、資格基準等への適合を確認するための必要な措置をとることができる。その結果、資格基準等に適合しないと認める場合は、その登録検定機関に対し、資格基準等に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取り消し等）

- 第17条 院長は、登録検定機関が前条の規定による命令に違反した場合は、検定機関名簿から当該登録を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 院長は、登録検定機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、検定機関名簿から当該登録を取り消すことができる。
 - 一 引き続き2年以上検定機関の業務を行わない場合
 - 二 登録内容、検定実施又は検定結果に関して虚偽又は重大な過失があった場合
 - 3 院長は、第1項により登録検定機関の検定業務の停止を命ずる場合は、その理由及び期間を示して、申請者に対し検定機関業務停止命令書（別記様式第7）を交付するものとする。
 - 4 院長は、第1項及び第2項により検定機関名簿から当該登録を取り消した場合は、その理由を示して、取り消した旨を申請者に対し検定機関登録取消通知書（別記様式第8）により通知するものとする。
 - 5 第3項により検定機関名簿から当該登録を取り消された登録検定機関は、その処分のあった日から1年間登録申請ができないものとする。

（申請による登録抹消）

- 第18条 登録検定機関は、第13条第1項の登録の抹消の申請を行おうとする場合は、検定機関登録抹消申請書（別記様式第9）を院長へ提出するものとする。
- 2 院長は、前項による申請が行われた場合は、検定機関名簿から当該登録を抹消するとともに、抹消した旨を申請者に対し検定機関登録抹消通知書（別記様式第10）により通知するものとする。

第6章 雑則

（雑則）

第19条 この要領の運用に関して必要な事項は、企画部長が別に定める。

（例外規定）

第20条 国土地理院が自ら実施する測量機器の検定及び測量成果の検定については、別の定めによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この達は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領（平成13年国地達第18号）第8条による登録（以下「旧登録」という。）は、平成23年5月31日をもって効力を失う。

2 旧登録を受けている者が、第11条による申請をした場合において、前条で規定する期日までにその申請に対する処分がなされないときは、その処分があるまでは、旧登録は、なお効力を有するものとみなす。

3 前項の場合において、第13条による登録がなされた場合、その登録の有効期間は、平成23年4月1日から起算するものとする。

附 則

この達は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この達は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この達は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この達の施行前に院長が登録した測量機器及び測量成果検定機関は、この達による改正後の要領に基づき院長が再度審査を行うものとする。

2 院長は、前項の審査の結果に基づき検定機関名簿の登録事項を変更するとともに、検定機関登録通知書（別記様式第3）により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、当該登録の有効期間は、この達の施行前に行われた第13条第1項の登録の有効期間の残存期間とする。

別表（第3条関係）

測量成果検定区分
基準点測量等（基準点測量）
基準点測量等（水準測量）
地図作成等（地図作成）
地図作成等（空中写真測量）
地図作成等（航空レーザ測量）
地図作成等（地形判読）

国土地理院長 殿

申請者 所在地
名称
代表者

測量機器検定機関登録（更新）申請書

国土地理院「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」第 1 1 条の規定に基づき、測量機器の検定機関としての登録を申請します。

1. 検定機関名及び所在地（複数の場合はすべて列記する）

2. 測量機器検定区分

3. 技術管理者、検定者及び検定補助者

別添 1 の名簿のとおり

4. 検定に用いる機器及び装置等一覧

別添 2 のとおり

5. 添付書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ・定款又はこれに準ずる書類 | 一部 |
| ・組織の構成が明示されたもの | 一部 |
| ・検定要領 | 一部 |
| ・技術管理者、検定者及び検定補助者の実務経歴書 | 一式 |
| ・その他院長が必要として提出を求めた書類 | 一部 |

※ 表題の（更新）は、不要な場合は抹消する。

国土地理院長 殿

申請者 所在地
名称
代表者

測量成果検定機関登録（更新）申請書

国土地理院「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」第11条の規定に基づき、測量成果の検定機関としての登録を申請します。

1. 検定機関名及び所在地（複数の場合はすべて列記する）
2. 測量成果検定区分
3. 技術管理者、検定者及び検定補助者

別添の名簿のとおり

4. 添付書類
 - ・ 定款又はこれに準ずる書類 一部
 - ・ 組織の構成が明示されたもの 一部
 - ・ 検定要領 一部
 - ・ 技術管理者、検定者及び検定補助者の実務経歴書 一式
 - ・ その他院長が必要として提出を求めた書類 一部

※ 表題の（更新）は、不要な場合は抹消する。

※ （基準点測量等及び地図作成等の）について、不要の文字及び（ ）を抹消すること。

申 請 者 殿

国土地理院長

(測量機器及び測量成果) 検定機関登録(更新) 通知書

○年○月○日付け(測量機器及び測量成果) 検定機関登録(更新) 申請について、「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」(平成23年国地達第17号)(第12条及び第14条)の規定に基づく審査の結果、(測量機器及び測量成果)の検定機関の資格基準に適合するものと認め、別紙のとおり、(測量機器及び測量成果) 検定機関名簿に登録(更新)したので通知する。

なお、登録の期間は、○年○月○日から○年○月○日とする。

- ※ (更新) は、不要な場合は抹消する。
- ※ (測量機器及び測量成果) について、不要な文字及び() は抹消すること。
- ※ (第12条及び第14条) について、不要な文字及び() は抹消すること。
- ※ 不要な検定区分及び表は抹消すること。

申請者 殿

国土地理院長

(測量機器及び測量成果) 検定機関登録 (更新及び変更) 申請について (回答)

○年○月○日付け (測量機器及び測量成果) 検定機関登録 (更新及び変更) 申請について、「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」(平成23年国地達第17号)(第12条及び第14条)の規定に基づく審査の結果、下記の理由により(測量機器及び測量成果)の検定機関の資格基準に適合しないと判断したので通知する。

記

適合しない理由

- ※ (更新及び変更) について、不要な文字及び () は抹消すること。
- ※ (測量機器及び測量成果) について、不要な文字及び () は抹消すること。
- ※ (第12条及び第14条) について、不要な文字及び () は抹消すること。

国土地理院長 殿

登録検定機関	所在地 名称 代表者
--------	------------------

(測量機器及び測量成果) 検定機関変更登録申請書

〇年〇月〇日付け国地企技第〇号で登録を受けた「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」(平成23年国地達第17号)第11条に規定する申請内容を、〇〇年〇月〇日より、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更する内容

2. 変更後の内容

- ※ (測量機器及び測量成果) について、不要な文字及び () は抹消すること。
- ※ 変更後の技術管理者・検定者・検定補助者名簿を添付すること。
- ※ 技術管理者、検定者及び検定補助者の変更(追加、異動)については、当該者の実務経歴書を添付すること。なお、記2には、「別添の名簿のとおり」と記載すること。

申 請 者 殿

国土地理院長

(測量機器及び測量成果) 検定機関名簿変更通知書

○年○月○日付けで申請のあった(測量機器及び測量成果) 検定機関変更登録申請について、「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」(平成23年国地達第17号) 第14条の規定に基づく審査の結果、(測量機器及び測量成果) の検定機関の資格基準に適合するものと認定し、別紙のとおり、(測量機器及び測量成果) 検定機関名簿を変更したので通知する。

※ (測量機器及び測量成果) について、不要な文字及び() は抹消すること。

登録機関名
代表者名 殿

国土地理院長

(測量機器及び測量成果) 検定機関業務停止命令書

(測量機器及び測量成果) の検定機関として登録を受けた〇〇機関は、「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」(平成23年国地達第17号)第17条第1項の規定に基づき、下記の理由により、(測量機器及び測量成果) の検定業務を下記の期間停止することを命ずる。

記

1. 業務停止理由
2. 業務停止期間

※ (測量機器及び測量成果) について、不要な文字及び () は抹消すること。

登録機関名
代表者名 殿

国土地理院長

(測量機器及び測量成果) 検定機関登録取消通知書

(測量機器及び測量成果) の検定機関として登録を受けた〇〇機関は、「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」(平成23年国地達第17号)(第17条第1項又は第2項)の規定に基づき、下記の理由により、(測量機器及び測量成果) の検定機関の登録を取消したので通知する。

記

(取消の理由)

- ※ (測量機器及び測量成果) について、不要な文字及び () は抹消すること。
- ※ (第17条第1項又は第2項) について、不要な文字及び () は抹消すること。

国土地理院長 殿

	所 在 地
登録検定機関	名 称
	代 表 者

(測量機器及び測量成果) 検定機関登録取消申請書

「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」(平成23年国地達第17号)第18条第1項の規定に基づき、(測量機器及び測量成果)の検定機関の登録を取り消したいので下記のとおり申請します。

記

1. 抹消(測量機器及び測量成果)検定機関名及び所在地(複数の場合はすべて列記する)
2. 取消年月日
3. 取消理由

※ (測量機器及び測量成果)について、不要な文字及び()は抹消すること。

別記様式第10
国地企技第 号
年 月 日

申 請 者 殿

国土地理院長

(測量機器及び測量成果) 検定機関登録取消通知書

○年○月○日付け(測量機器及び測量成果) 検定機関登録取消申請について、「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」(平成23年国地達第17号)第18条第2項の規定に基づき、(測量機器及び測量成果)の検定機関の登録を取消したので通知する。

※ (測量機器及び測量成果) について、不要な文字及び () は抹消すること。